

特別養護老人ホームの運営に係る留意事項

東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当

目次

0 1	特別養護老人ホームとは
0 2	令和 3 年度介護報酬改定（経過措置）
0 3	令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算
0 4	介護報酬に関する参考文献
0 5	新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱い
0 6	コロナ禍における面会の留意点
0 7	入所者等から支払を受けることができる利用料等
0 8	特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ
0 9	令和 5 年度事故報告（施設の事故報告について）

01 特別養護老人ホームとは

特別養護老人ホームとは

01 特別養護老人ホームとは【根拠規程】

『特別養護老人ホーム』は、 3つの根拠法令（設置の根拠となる法律）で成り立っている。

社会福祉法 社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律

老人福祉法 高齢者福祉を担当する機関や施設、事業に関するルール について定めた法律

介護保険法 介護や支援の必要な人に、介護費用の一部を給付する制度を定めた法律

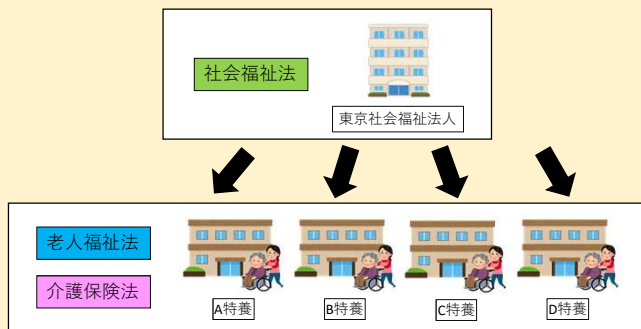
なお、「特別養護老人ホーム」は、

社会福祉法 「第一種社会福祉事業」

老人福祉法 「特別養護老人ホーム」

介護保険法 「介護老人福祉施設」

に分類される。



01 特別養護老人ホームとは【老人福祉法】

老人福祉法

- 施設の設置（第15条）
 - 廃止、休止若しくは入所定員の増加・減少（第16条）
 - 施設の基準（第17条）
- …都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、

条例で基準を定めなければならない。



東京都では

「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

※「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十六号）を基に作成



01 特別養護老人ホームとは【介護保険法】

介護保険法

- 指定介護老人福祉施設の基準（第88条第1項）
- …指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 指定介護老人福祉施設の基準（第88条第2項）
- …指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。



東京都では

「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

※「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）を基に作成



01 特別養護老人ホームとは【法律と東京都条例の関係】

人員・設備・運営の基準

厚生労働省
(国)

老人福祉法

介護保険法

東京都

- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する **条例**
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する **条例施行規則**
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する **条例施行要領**

- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する **条例**
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する **条例施行規則**
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する **条例施行要領**

右側に行くほど
詳細な記載

条例 < **条例施行規則** < **条例施行要領**

01 特別養護老人ホームとは【東京都条例等抜粋（老人福祉法）】

老人福祉法

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する**条例**

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する**条例施行規則**

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する**条例施行要領**

第二章 設備及び運営に関する事項 一 職員 （職員の配置の基準） 第四条 特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を東京都福祉局（以下「福祉局」という。）で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が五十人を超えない特別養護老人ホームで他の社会福祉施設等の事業者との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の生活に支障がないものについては第五号の定員数を、別府で定める特別養護老人ホームにあっては別府で定める基準を置かないことができる。 一 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。） 二 施設長 三 生活相談員 四 介護職員又は看護職員もしくは看護士（以下「看護職員」という。） 五 栄養士 六 施設医 七 調理員、事務員その他の職員 八 前項各号に掲げる職員のうち、施設と定める看護士以外の職員に就任することのできる者については、別府で定める。	第二章 設備及び運営に関する事項 一 職員 （職員の配置の基準） 第三十五条 条例第四号第一項に規定する別府で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、福祉局等に定める基準とする。 一 施設長 一人 二 施設長 入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 三 生活相談員 入所者の数が五十人を超えて五十人以上は、一人以上 四 看護職員又は看護士 イ 看護職員及び看護士の数は、実数計算方法（当該特別養護老人ホームにおいて、当該職員のそれぞれの勤務時間割の総数を実数の職員が勤務すべき時間割で除することにより算出する）に準じて算出する。ただし、以下各号において同じ。 イ 入所者の数が五十人を超えて五十人以上は、一人以上とする。 ロ 看護職員又は看護士は、次のとおりとする。 一 入所者の数が五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、一人以上 二 入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、二人以上 三 入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、三人以上	第二章 設備及び運営に関する事項 一 職員 （一）職員については、適切な特別養護老人ホームの運営が確保されるよう、条例第四号第一項に定める基準を、これにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。 （二）条例第四号第一項に定める「他の社会福祉施設等の事業者との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の生活に支障がない」とは、当該他の社会福祉施設や病院等の事業者との連携や施設内支援職員との連携を図ることにより、適切な運営が図られている場合である。 （三）別府で定める基準は、福祉局等に定める基準を、これにより、それぞれ必要な職員数を確保することにより、適切な運営が図られている場合である。ただし、生活相談員は、一人（入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、一人）を超えて配置されている場合、第二の三の職員により法人内の他の職員に就任する場合は、第二の三の職員は、これにより、適切な運営が図られている場合である。 （四）看護職員又は看護士 ① 「実数計算方法」 当該特別養護老人ホームにおいて、当該職員の勤務時間割の総数を実数の職員が勤務すべき時間割で除することにより算出する。ただし、以下各号において同じ。 ② 入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、一人以上 ③ 入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、二人以上 ④ 入所者の数が五十を超えて五十を超えない特別養護老人ホームにあっては、実数計算方法で、三人以上
--	--	--

02 令和 3 年度介護報酬改定について

令和 3 年度介護報酬改定について

02 令和 3 年度介護報酬改定について【はじめに】

(はじめに) 条例等の呼び方

老人福祉法

- ・東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
→特別養護老人ホーム条例
- ・東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則
→特別養護老人ホーム条例施行規則
- ・東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領
→特別養護老人ホーム条例施行要領

介護保険法

- ・東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
→介護老人福祉施設条例
- ・東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
→介護老人福祉施設条例施行規則
- ・東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
→介護老人福祉施設条例施行要領

02 令和3年度介護報酬改定について【経過措置】【事業継続計画の策定】

令和3年度制度改正に伴う経過措置

- (1) 業務継続計画の策定等
- (2) 入所者の人権の養護、虐待の防止
- (3) 栄養管理
- (4) 口腔衛生
- (5) 認知症介護に係る基礎的な研修
- (6) 衛生管理

令和6年3月31日までは「努力義務」ですが、
令和6年4月1日からは「義務化」

(1) 業務継続計画の策定等

- 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 老人福祉法** ・業務継続計画の策定等（特別養護老人ホーム条例第九条の二）
・業務継続計画の策定等（特別養護老人ホーム条例施行要領5の2）

- 介護保険法** ・業務継続計画の策定等（介護老人福祉施設条例第十条の二）
・業務継続計画の策定等（介護老人福祉施設条例施行要領6の2）

02 令和3年度介護報酬改定について【入所者の人権の擁護・虐待の防止】

(2) 入所者の人権の養護・虐待の防止

- 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

入所者の人権の養護

- 老人福祉法** ・「基本方針」（特別養護老人ホーム条例第三条第四項）
・「基本方針」（特別養護老人ホーム条例施行要領第1）
- 介護保険法** ・「基本方針」（介護老人福祉施設条例第三条第四項）
・「条例及び規則の性格並びに基本方針」（介護老人福祉施設条例施行要領第1の5）

虐待の防止

- 老人福祉法** ・「基本方針」（特別養護老人ホーム条例第三条第四項）
・「基本方針」（特別養護老人ホーム条例施行要領第1）
・「虐待の防止」（特別養護老人ホーム条例第三十条の二）
・「虐待の防止」（特別養護老人ホーム条例施行規則第七条の二）
・「虐待の防止」（特別養護老人ホーム条例施行要領第25の2）
- 介護保険法** ・「基本方針」（介護老人福祉施設条例第三条第四項）
・「条例及び規則の性格並びに基本方針」（介護老人福祉施設条例施行要領第1の5）
・「虐待の防止」（介護老人福祉施設条例第三十八条の二）
・「虐待の防止」（介護老人福祉施設条例施行規則第八条の二）
・「虐待の防止」（介護老人福祉施設条例施行規則第31の2）

他にもユニットの条例等あり

02 令和3年度介護報酬改定について【事故発生の防止及び発生時の対応】【栄養管理】

(3) 衛生管理等

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に十分に周知すること。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
- テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

老人福祉法

- ・衛生管理等（特別養護老人ホーム条例第二十五条）
- ・衛生管理等（特別養護老人ホーム条例施行規則第六条）
- ・衛生管理等（特別養護老人ホーム条例施行要領20）

介護保険法

- ・衛生管理等（介護老人福祉施設条例第三十条）
- ・衛生管理等（介護老人福祉施設条例施行規則第七条）
- ・衛生管理等（介護老人福祉施設条例施行要領25）

(4) 栄養管理

- 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

介護保険法

- ・栄養管理（介護老人福祉施設条例第二十五条の二）
- ・栄養管理（介護老人福祉施設条例施行要領20の2）

02 令和3年度介護報酬改定について【口腔衛生】【認知症介護に係る基礎的な研修】

(5) 口腔衛生

- 入所者の口腔の健康の保持を計り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

介護保険法

- ・口腔衛生の管理（介護老人福祉施設条例第二十五条の三）
- ・口腔衛生の管理（介護老人福祉施設条例施行要領20の3）

(6) 認知症介護に係る基礎的な研修

- 従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

老人福祉法

- ・勤務体制の確保等（特別養護老人ホーム条例第九条第三項）
- ・勤務体制の確保等（特別養護老人ホーム条例施行要領5の4）

介護保険法

- ・勤務体制の確保等（介護老人福祉施設条例第十条の二第二項）
- ・勤務体制の確保等（介護老人福祉施設条例施行要領6の2）

03 令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算

令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算

03 令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算【日常生活継続支援加算】

概要

○厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1 日につき次に掲げる単数を所定単位数に加算

日常生活継続支援加算（Ⅰ）	3 6 単位
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	4 6 単位

令和 3 年度介護報酬改定による変更

（従来の算定に加え、以下の要件が追加）

○介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 7 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【日常生活継続支援加算】

次に掲げる規定

以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 介護機器を複数種類使用していること
- (2) 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント及び入所者の身体の状態等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること
- (3) 安全体制を確保していること



試行期間

3ヶ月以上の試行期間を設けた上で、届出を提出する。

試行期間中においては、通常の入居継続支援加算の要件（介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上）を満たすこととする。

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【日常生活継続支援加算】

(1) 介護機器を複数種類使用していること

- a 見守り機器
- b インカム等ICT機器
- c 介護記録ソフト、スマートフォン等のICT機器
- d 移乗支援機器
- e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担を軽減する機器

(注1) 少なくともaからcまでに掲げる介護機器は使用

(注2) 「a 見守り機器」はすべての居室に設置

(注3) 「b インカム等ICT機器」はすべての介護職員が使用

(3) 安全体制を確保していること

- a 職員の負担を軽減するための委員会を設置
- b 入所者の安全及びケアの質の確保
- c 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
- d 介護機器の定期的な点検
- e 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【夜勤職員配置加算】

概要

○次に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす施設について、当該基準数に加算する。ただし、1つの加算を算定している場合においては、他の加算は算定しない。

(Ⅰ) イ	(Ⅰ) ロ	(Ⅱ) イ	(Ⅱ) ロ	(Ⅲ) イ	(Ⅲ) ロ	(Ⅳ) イ	(Ⅳ) ロ
22単位/日	13単位/日	27単位/日	18単位/日	28単位/日	16単位/日	33単位/日	21単位/日

令和3年度介護報酬改定による変更

- (1) 0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を、15%から10%に緩和
- (2) 0.6人配置要件の新設

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【夜勤職員配置加算】

令和3年度介護報酬改定による変更

	0.9人配置要件	0.6人配置要件（新設要件）
最低基準に加えて配置する人員	0.9人	ユニット型 0.6人 ユニット型以外（※人員基準緩和を適用する場合は供給調整） ア 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 イ アを適用しない場合 0.6人
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% （従前の15%から緩和）	100%
その他の要件	安全かつ有効に活用するための委員会の設置	・夜間職員全員がインカム等の情報通信機器を使用していること ・安全かつ有効に活用するための委員会を設置し及び次のa～dの事項の実施をしていること a 利用者の安全およびケアの質の確保 b 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 c 見守り機器等の定期的な点検 d 見守り機器等の活用に関する職員研修

注意点

○3ヶ月以上の試行期間を設けた上で、加算の届出を東京都に提出

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員の配置】

概要

○配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件を変更。配置人員数は常時1人以上（利用者が61人以上の場合は常時2人以上）配置

現行		改定後	
利用者数	配置人員数	利用者数	配置人員数
25人以下	1人以上	25人以下	1人以上
26～60人	2人以上	26～60人	1.6人以上
61～80人	3人以上	61～80人	2.4人以上
81～100人	4人以上	81～100人	3.2人以上
101人以上	4に、利用者が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	101人以上	3.2に、利用者が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上



03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員の配置】

導入する見守り機器の要件

- (1) 施設内の全床に見守り機器を導入していること
- (2) 夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- (3) 安全体制を確保していること

(3) 安全体制を確保していることの詳細な要件

- (1) 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を入所者の数以上設置していること
- (2) 夜勤職員全員がインカム等のICT機器を使用していること
- (3) 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会の設置
- (4) 安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する事項の実施
 - －夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施と安全及びケアの質の確保
 - －夜勤を行う職員の負担軽減及び勤務状況の配慮
 - －見守り機器の定期的な点検
 - －見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員の配置】

要件	
	0.6人配置要件（新設要件）
最低基準に加えて配置する人員	ユニット型以外（※人員基準緩和を適用する場合は併給調整） ア 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 イ アを適用しない場合 0.6人

↓

0.6人配置要件		見守り機器等を導入した夜勤職員の配置		最低基準に加えて配置する人員
実施	+	あり	→	0.8人
実施	+	なし	→	0.6人

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【栄養マネジメント強化加算】

概要
○別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき11単位を加算する。

厚生労働大臣が定める基準（算定要件）
(1) 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤の栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
(2) 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。入所者が、対処する場合においても、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと
(3) 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
(4) 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【栄養マネジメント強化加算】

例1

入所者数80人（特養）
常勤の管理栄養士2人の場合



$$80（名）\div 50 = 1.6$$

- ・常勤換算方法で1.6人以上の管理栄養士が必要
- ・常勤換算方法で2.0人の管理栄養士が在籍しているため、加算可能

例2

入所者数80人（特養）
常勤の管理栄養士1人、
常勤の栄養士1人の場合



$$80（名）\div 70 = 1.1$$

- ・常勤換算方法で1.1人以上の管理栄養士が必要
- ・常勤換算方法で1.0人の管理栄養士が在籍しているため、算定不可能

注意点

- （1）常勤の栄養士が在籍していない場合の除数は「50」
- （2）除して得た数に対して常勤換算方法の管理栄養士で算定可能か確認

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【科学的介護推進体制加算】

概要

○厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40単位
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	60単位（ <u>特養は服薬情報の提出がないため50単位</u> ）

厚生労働大臣が定める基準（算定要件）

- （1）入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算（Ⅱ）については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- （2）サービスの提供に当たって、（1）に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

03 令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算【安全対策体制加算・安全管理体制未実施減算】

安全対策体制加算

概要

○厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制として、入所初日に限り所定単位数（20単位）を加算する。

厚生労働大臣が定める基準（算定要件）

- 指定介護老人福祉施設基準第 3 5 条第 1 項に規定する基準に適合していること。
- 指定介護老人福祉施設基準第 3 5 条第 1 項第 4 号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
- 指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

安全管理体制未実施減算

概要

○厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準（算定要件）

○安全管理体制未実施減算については、介護老人福祉施設基準第 3 5 条第 1 項第 1 号に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減算することとする。

03 令和 3 年度介護報酬改定に伴う加算【安全対策体制加算・安全管理体制未実施減算】

指定介護老人福祉施設基準

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

安全管理体制未実施減算

安全対策体制加算

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【身体拘束廃止未実施減算】

概要

○厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準（算定要件）

○指定介護老人福祉施設基準第11条第5項及び第6項又は第42条第7項及び第8項に規定する基準に適合していること。

指定介護老人福祉施設基準

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針第十一条）（第42条はユニット型）

- 5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【LIFE】

Microsoft Edgeへ移行のお知らせ
2022年5月16日よりInternet Explorer 11のサポートが終了となり、数ヶ月間に完全に使用できなくなる可能性があります。Microsoft Edgeへの早期移行をお願いします。詳細はお知らせをご覧ください。

LIFE
科学的介護情報システム

登録済みの方
ログイン

初めてご利用される方
新規登録

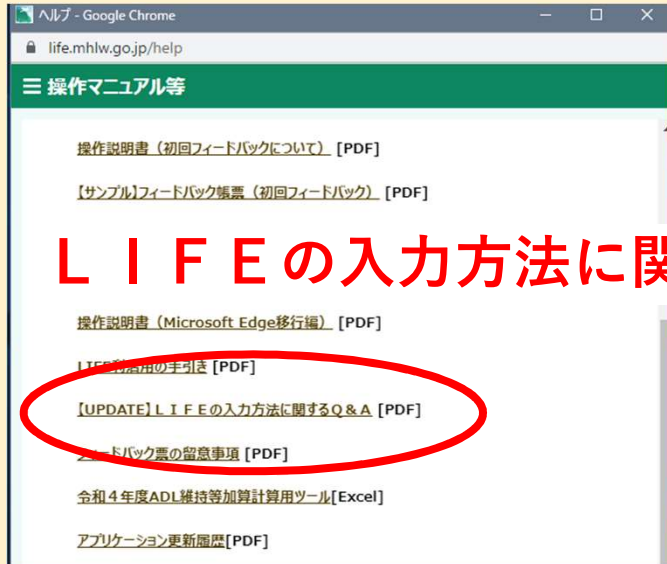
お知らせ

2022/12/08 事業所フィードバック（科学的介護推進体制加算）をダウンロードしていただけるようになります。
12月13日より2022年10月分のデータ登録を集計時点とした事業所フィードバック（科学的介護推進体制加算）を掲載します。
提出期限までにデータをご提出いただいた事業所様におかれましてはフィードバック様子をダウンロードしていただけるようになります。

掲載URL（LIFE 科学的介護情報システム）
<https://life.mhlw.go.jp/login>

2022/12/05

03 令和3年度介護報酬改定に伴う加算【LIFE】



04 介護報酬に関する参考文献

介護報酬に関する参考文献

04 介護報酬に関する参考文献

参考文献

- ・ 令和3年度介護報酬改定の主な事項
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000753776.pdf>
- ・ 令和3年度介護報酬改定における改定事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000768899.pdf>
- ・ 令和3年度介護報酬改定Q&A（Vol.1～10）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html
- ・ 科学的介護情報システム（LIFE）に係る対応等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000772882.pdf>
- ・ 科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763791.pdf>
- ・ 介護報酬の解釈(1)～(3)



05 新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱い

新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱い

05 新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱い

一時的に人員基準を満たすことができない場合

○介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能とします。なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方も参考とする。

掲載URL（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて（抜粋）

1. 各サービス共通事項

（7）サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができない場合指定等基準や基本サービス費に係る施設基準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（看護体制加算など）、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（個別機能訓練加算など）については、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応が可能である。

掲載URL（令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000557239.pdf>

06 コロナ渦における面会の留意点

コロナ渦における面会の留意点

06 コロナ渦における面会の留意点

コロナ渦における面会の留意点（社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について）（抜粋）

1. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における面会及び外出の留意点（面会）

○面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。

具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が、面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。

○面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。

なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。

掲載URL（社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（事務連絡令和3年11月24日））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860991.pdf>

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等

入所者等から支払を受けることができる利用料等

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等

利用料等受領の根拠規定

○以下の根拠によるものが入所者及び入院患者（以下「入所者等」という。）から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

ア 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第39号）第9条

イ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日付老企第43号）第4の7



東京都では

「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第十八条（利用料の受領）
 「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第六条（利用料等の内容）
 「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」13 利用料等の受領

掲載URL（入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）（22福保高施第2016号平成23年3月11日））

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/oshirase/tekiseiunnei.files/6rriyouryounituite.pdf>

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

施設介護サービス費

施設介護サービス費について、以下の項目は入所者の状態に応じて個別に必要となるものを含め、別途、入所者等に負担を求めることはできない。

・入所者等の介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費

- おむつ代、おむつカバー及びこれらに係る洗濯代、
 廃棄代等おむつ（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む。）に係る一切の費用
- 施設サービスの提供に必要な備品、介護用品

・入所者等又は家族に対する相談、援助、連絡、交流の機会の確保に係る経費

- 通信費等

・入所者等のためのレクリエーション、行事に係る経費

- 一律に提供される教養娯楽に係る経費（共用のテレビ、新聞、雑誌等）
- サービス提供の一環として実施する行事（誕生会・節句等。
 ユニットごとの行事、フロアごとの行事を含む。）に係る経費
 （ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。）

・機能訓練に係る経費

介護報酬の対象		施設介護サービス費の算定			
施設介護サービス費		居住費	食費	特別な居住の実費	その他の日常生活費
1 敷居料					

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知） から】

施設介護サービス費

- ・健康管理に係る経費
 - 健康診断に係る費用
 - 衛生材料費
 - 通院に係る費用（職員の人件費、交通費等を含む。）
- ・施設サービス計画の作成に係る経費
- ・施設及び設備の維持管理に係る経費
 - 談話室、食堂、浴室、便所、洗面所、娛樂室、靈安室等の利用及び維持管理に係る経費
 - 施設環境の維持に係る経費
- ・施設の人員及び運営に係る経費
- ・入所に際しての入所者等の心身の状況、病歴等の把握に係る経費
- ・要介護認定の申請に係る援助に要する経費
- ・入所者等に対して施設として必要な措置を行うことに係る経費
- ・入所者等が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する代行手続に係る経費

介護報酬の対価		指定施設サービス等の費用				
施設介護サービス費	1割負担	居住費	食費	特別な食事の費用	その他の日常生活費	関係施設のないサービス提供とは

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知） から】

居住費・食費

区分		基準費用額 (月額)	費用負担額				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	ユニット型個室	2,006円	820円	820円	1,310円	1,310円	各施設の 設定金額
	ユニット型個室的多床室	1,668円	490円	490円	1,310円	1,310円	
	従来型個室	1,171円	320円	420円	820円	820円	
	多床室	855円	0円	370円	370円	370円	
食費		1,445円	300円	390円	650円	1,360円	

食事の提供に係る留意事項

次の費用は食事の提供に係る費用に含まれるものであり、別途徴収することはできない。

- ・栄養補助食品
- ・おやつ（個人の嗜好によるものを除く）
- ・とりみ剤

介護報酬の対価		指定施設サービス等の費用				
施設介護サービス費	1割負担	居住費	食費	特別な食事の費用	その他の日常生活費	関係施設のないサービス提供とは

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

その他の日常生活費について

【支払いを受けることができる経費の基本的な考え方】

- ・施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その入所者等に負担させることが適当と認められるものである。
- ・入所者等又はその家族の自由な選択に基づき、施設がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費。

【施設介護サービス費との重複徴収の不可】

- ・施設介護サービス費に含まれる経費については、その他の日常生活費として入所者等から支払を求めることはできない。

【その他の日常生活費に係る留意事項】

- ・提供の判断は、入所者等又はその家族の自由な選択に基づいて行われなければならない。
- ・費用は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲でなければならない。
- ・品目及び金額は、施設の運営規程において定めなければならない。
- ・品目及び金額は、重要事項として、入所者等又はその家族に対して、文書により説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。



07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

【その他の日常生活費の対象となる便宜】

- (1) 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

○留意事項

- ・個人用の日用品について一般的に介護の要不要にかかわらず入所者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、入所者等の希望を確認した上で提供するものをいう。施設がすべての入所者等に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないこと。
- ・日用品パック（セット）について
個人用の日用品については、基本的に入所者等の希望により個別の品目ごとに提供するものであるが、入所者等の身体状況や要望に対応した複数種類の日用品パック（セット）を設定し、入所者等又は家族の希望及び選択に基づき、次の点に留意した上で提供を行うことは差し支えないこと。
 - ➡入所者等又は家族の希望に基づいて提供すること。
 - ➡日用品パック（セット）の具体的な内容（品目及び数量）及び金額を明示すること。
 - ➡日用品パック（セット）の種類（内容）は、入所者懇談会や家族会等の機会に要望等を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うこと。



07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

(2) 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合

入所者等が希望によって参加するクラブ活動（習字、お花、絵画、陶芸等）や行事に係る材料費等がこれに当たる。

○留意事項（次のような費用徴収は認められないこと。）

- ・入所者等又は家族への説明、選択（希望）及び同意のない費用徴収
- ・便宜の提供がない入所者等を含めた画一的・一律の費用徴収
- ・すべての入所者等のために一律に提供される教養娯楽活動に係る費用徴収

(3) 予防接種

(4) 預り金の出納管理

○留意事項

- ・責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管しなければならないこと。
- ・出納事務は、複数の者により確認できる体制を常にとっておかなければならないこと。
- ・保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えなければならないこと。
- ・積算根拠を明確にし、適正な額を定めなければならない。預り金の額に対し一定割合を徴収するような取扱いは認められないこと。

(5) 私物の洗濯

指定介護老人福祉施設（併設する短期入所生活介護を含む。）は、私物の洗濯代を徴収することはできない。入所者等の希望により個別に外部のクリーニング店に取り次ぐ場合のクリーニング代は、サービスの提供とは関係のない費用として徴収する。

介護報酬の対象		指定施設サービス等の費用			
施設介護サービス費	1割負担	居住費	食費	その他の日常生活費	関係施設のないサービス提供とは
					費用負担が少ないサービス提供とは

07 入所者等から支払を受けることができる利用料等【入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）から】

施設サービス提供とは関係のない費用

入所者等又は家族の希望により提供される便宜であっても、「その他の日常生活費」で示したものの以外は、サービス提供の一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的に入所者等負担であり、入所者等の希望により便宜的に施設が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

○サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例

- ・入所者等が個人用に持ち込んだ電気製品等に係る電気代
- ・入所者等の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- ・入所者等個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- ・入所者等個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- ・参加希望者を募って行う非定期的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- ・施設のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

介護報酬の対象		指定施設サービス等の費用				
施設介護サービス費	1割負担	居住費	食費	特別な食事の費用	その他の日常生活費	関係施設のないサービス提供とは

08 特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

08 特別養護老人ホーム運営等に関する問合せ

特別養護老人ホームの運営に関するお問合せは、以下のお問合せフォームからお願いいたします。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1664320733830>

【注意事項】

※原則として、お電話でのお問い合わせはお断りしています。

※頂戴したお問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、御了承ください。

※頂戴したお問い合わせは、順番に回答しています。施設のスケジュール等を考慮した上で、余裕を持ったお問合せをお願いいたします。

09 令和 5 年度事故報告

令和 5 年度事故報告

09 令和 5 年度事故報告【施設の事故報告について】

事故報告の目的

老人福祉法や介護保険法では、事故が起きた場合、事業者は区市町村等行政に報告することとされています。
また、都では、平成26年6月20日付26福保高施第421号「施設における事故等の報告について」により、重大な事故については、施設から都、施設が所在する区市町村及び保険者等の区市町村に対し、報告するよう通知しています。

事故報告の効果

- 複数の関係機関が、それぞれの視点から当該事故への適切な対応策を検討し、対応策を講じることで、被害の拡大やトラブル増大を防ぐことができる。
- 事故を把握し、原因等の解明に努め、必要に応じて行政が他施設への注意喚起やアドバイスを行うことで、同様の事故の未然防止に役立てることができる。

報告が必要な事故（区市町村に報告する事故）

報告を要する事故については、区市町村がそれぞれ定めており、その定めに従って報告することになります。
なお、都においては令和5年9月5日付5福祉高介第347号「介護保険事業等における事故に関する情報提供について（依頼）」により、報告の対象となる「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項について、次のとおり区市町村に示しています。

09 令和4年度事故報告【施設の事故報告について】

別紙1

「重大な事故」の判断にあたり留意いただきたい事項

共通事項

区市町村指定の施設・事業所（地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、総合事業）にかかる事故も、重大な事故は都への報告対象です。

保健医療機関の指定を受けた病院、診療所、薬局（みなし指定の事業所）についても、介護保険でのサービス提供にかかる重大な事故は報告対象です。

（1）入所者や利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合

サービス提供中の死亡事故は、看取り期にある場合や、病気が主原因であることが明らかである場合を除いて、すべて報告対象です。

容態急変により搬送後に死亡した場合も、看取り期にある場合や、持病の悪化の場合を除いて、報告対象です。

転倒や迷途中の事故等により怪我が生じ、後日死亡した場合は、施設・事業所から死亡の報告を受けた段階で、速やかに都に報告してください。

溺水、窒息、異物誤食・誤飲等の事故のうち死亡に至る危険性の高い事故や、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合も報告対象です。

送迎中や通院中の事故も報告対象です。

寝台・敷設された福祉用具を自宅等で使用中に生じた事故も報告対象です。

サービス提供中に利用者が所在不明となり、警察に届け出た場合も報告対象です。

（2）食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの

利用者10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合。

死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合。

（3）その他施設・事業所運営に係る重大な事故等が発生した場合

主に以下のような事故が想定されますが、質問に迷う場合はご一報ください。

職員が利用者または家族の食品を盗取するなど、財産上の損害を与えたとき。

その他、施設での火災や、法令違反行為又は著しい非行行為があり、施設・事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合。

その他、警察の捜査が行われる場合

09 令和5年度事故報告【施設の事故報告について】

報告が必要な事故（東京都に報告する重大な事故）

重大な事故とは、以下のような事故を指します。

（1）入所者および利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合

（2）食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの

（3）その他、施設・事業所運営にかかる重大な事故等が発生した場合

施設において重大な事故が起こったとき、まずは都に電話で一報いただき、その後、事故報告書をメール等で送信してください。

なお、事故報告書の様式は、区市町村に提出する様式等で構いませんが、事故の状況や経緯が分かるようにしてください。

参考 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が発生した場合の都への連絡

感染者又は濃厚接触者が発生した場合には、祝休日等を含め、区市町村のほか、東京都にも御連絡いただくよう、お願いいたします。

なお、入所者又は利用者の死亡等の重大な事故に発展した場合にも、同様に御連絡ください。

09 令和 5 年度事故報告【施設の事故報告について】

都への事故等の報告先

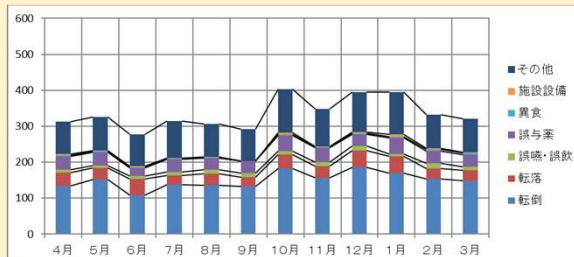
東京都 福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課（施設運営担当）
 平日（9：00～17：00） TEL03-5320-4264 及び S1140604@section.metro.tokyo.jp
 祝休日及び平日夜間（17：00～9：00） S1140604@section.metro.tokyo.jp

必ず、メール件名に「【コロナ関連】又は【事故報告】・施設種別・施設名」を入力願います。
 ※件名に【コロナ関連】又は【事故報告】の文言がない場合、報告内容の確認ができません。

09 令和 5 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

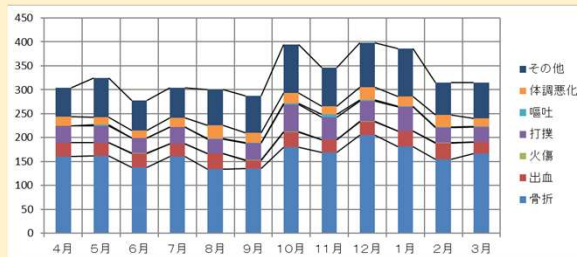
図表1 けが等の原因

区分	転倒	転落	誤嚥・誤飲	誤与薬	異食	施設設備	その他	計
4月	134	37	8	37	4	2	90	312
5月	152	32	7	37	3	2	92	325
6月	108	46	8	22	2	2	89	277
7月	138	25	10	35	1	2	104	315
8月	136	32	11	32	2	1	93	307
9月	133	25	11	34	0	1	87	291
10月	183	38	10	43	3	5	121	403
11月	156	32	12	41	1	2	104	348
12月	185	47	13	32	4	3	110	394
1月	169	47	7	45	3	7	117	395
2月	154	29	14	33	5	3	94	332
3月	148	30	9	34	4	3	92	320
年度計	1,796	420	120	425	32	33	1,193	4,019
割合	44.7%	10.5%	3.0%	10.6%	0.8%	0.8%	29.7%	100%



図表2 けが等の状況

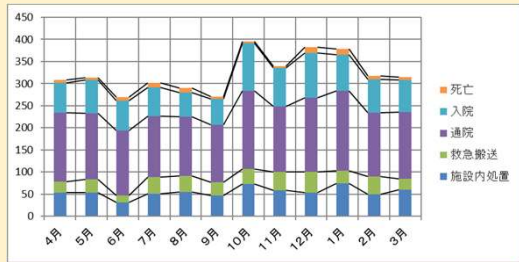
区分	骨折	出血	火傷	打撲	嘔吐	体調悪化	その他	計
4月	160	30	0	34	0	20	60	304
5月	162	27	0	36	2	15	83	325
6月	137	30	1	31	0	16	63	278
7月	161	26	0	35	0	19	63	304
8月	134	32	0	31	1	28	75	301
9月	135	17	1	35	2	20	77	287
10月	180	31	1	57	2	22	101	394
11月	169	27	0	47	5	17	81	346
12月	205	28	1	42	3	26	93	388
1月	181	32	1	50	1	21	100	386
2月	155	33	1	32	1	25	68	315
3月	166	25	0	31	1	17	75	315
年度計	1,945	338	6	461	18	246	939	3,953
割合	49.2%	8.6%	0.2%	11.7%	0.5%	6.2%	23.8%	100%



09 令和5年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

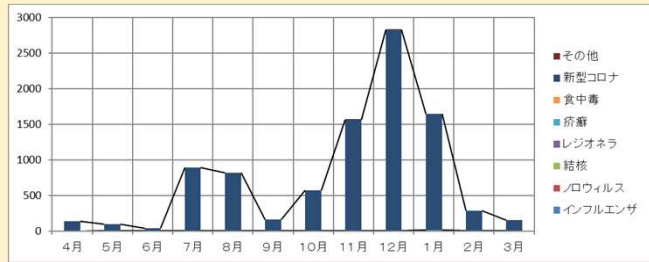
図表3 事故後の対応

区分	施設内処置	救急搬送	通院	入院	死亡	計
4月	53	25	156	68	6	308
5月	53	30	150	75	6	314
6月	31	16	147	67	8	269
7月	51	38	138	65	10	302
8月	55	36	134	55	10	290
9月	47	30	130	58	5	270
10月	73	34	176	109	3	395
11月	58	42	148	88	3	339
12月	54	46	168	102	12	382
1月	74	29	180	82	13	378
2月	49	41	144	75	8	317
3月	60	25	151	72	7	315
年度計	658	392	1,822	916	91	3,879
割合	17.0%	10.1%	47.0%	23.6%	2.3%	100%



図表4 感染症の発生状況

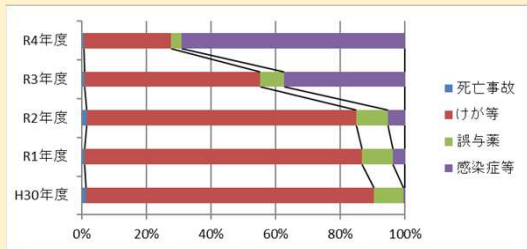
区分	インフルエンザ	ノロウイルス	結核	レジオネラ	疥癬	食中毒	新型コロナ	その他	計	割合
4月	0	0	1	0	0	0	135	0	136	1%
5月	0	0	1	0	1	0	97	0	99	1%
6月	0	0	0	0	2	0	40	0	42	0%
7月	0	0	0	0	1	1	889	0	891	10%
8月	0	0	0	0	3	0	814	0	817	9%
9月	0	0	2	0	4	0	153	0	159	2%
10月	0	1	1	0	5	0	569	0	576	6%
11月	0	0	1	1	3	0	1,561	1	1,567	17%
12月	2	2	0	1	3	0	2,818	1	2,827	31%
1月	3	3	0	0	5	0	1,638	0	1,649	18%
2月	2	2	1	0	3	0	281	0	289	3%
3月	1	0	1	0	3	1	144	0	150	2%
年度計	8	8	8	2	33	2	9,139	2	9,202	100%
割合	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	99.3%	0.0%	100%	



09 令和5年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

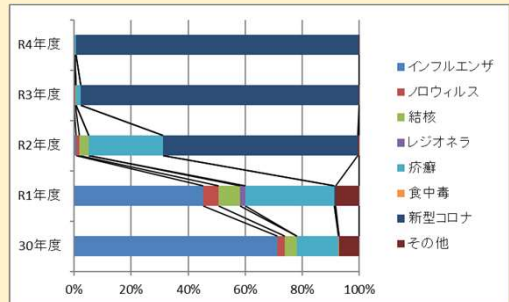
図表5 年度別事故内訳

区分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
死亡事故	54	42	43	88	91
けが等	3,318	3,963	2,379	4,551	3,594
誤与薬	346	446	280	625	425
感染症等	18	170	151	3,140	9,202
計	3,736	4,621	2,853	8,404	13,312



図表6 年度別感染内訳

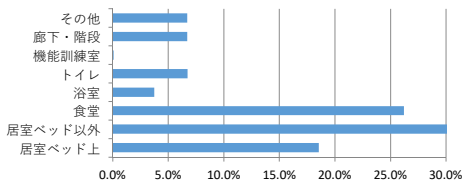
区分	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
インフルエンザ	183	77	1	2	8
ノロウイルス	7	9	2	9	8
結核	11	13	5	7	8
レジオネラ	0	3	0	1	2
疥癬	37	53	40	51	33
食中毒	1	0	0	0	2
新型コロナ	0	1	105	3,068	9,139
その他	18	14	1	2	2
計	257	170	154	3,140	9,202



09 令和 5 年度事故報告【特別養護老人ホームにおける事故】

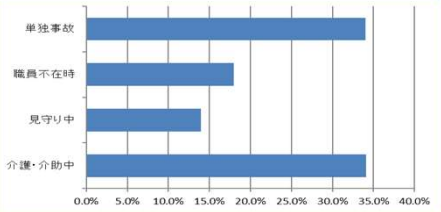
図表7 事故の発生場所

居室ベッド上	居室ベッド以外	食堂	浴室	トイレ	機能訓練室	廊下・階段	その他	計
750	1,259	1,059	152	273	4	271	271	4,039
18.6%	31.2%	26.2%	3.8%	6.8%	0.1%	6.7%	6.7%	100%



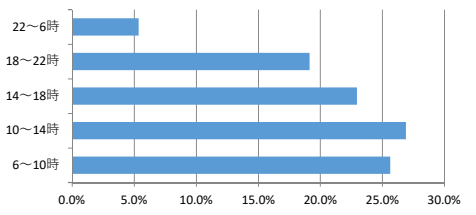
図表9 事故発生の状況

介護・介助中	見守り中	職員不在時	単独事故	不明	計
1,348	554	710	1,345	0	3,957
34.1%	14.0%	17.9%	34.0%	0%	100%



図表8 事故の発生時間

6～10時	10～14時	14～18時	18～22時	22～6時	不明	計
877	920	785	655	184	0	3,421
25.6%	26.9%	22.9%	19.1%	5.4%	0.0%	100%



御清聴ありがとうございました